

## 放置車両確認事務の法人登録（登録更新）申請のご案内

### 1 受付日時

通年（土日、祝祭日及び年末年始を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで

### 2 受付場所

茨城県警察本部交通指導課（警察署では受付できません。）

### 3 申請書の提出者

法人を代表し、申請書の訂正等を一任されている者（※委任状は不要）

### 4 登録申請に必要な書類等

#### (1) 法人関係

ア 登録・登録更新申請書

イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

ウ 役員名簿（役員の氏名及び住所を記載した名簿）

エ 誓約書（欠格事由に該当しない旨の誓約書）

オ 誓約書（資器材を保有する旨の誓約書）

カ 駐車監視員資格者証の写し（2名以上）

キ 事務所にかかる資料（茨城県内に事務所のあることを証明する登記事項証明書、賃貸契約書等）

#### (2) 各役員関係 ～役員ごとに各書類を用意～

ア 住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に規定する戸籍の表示（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されているものに限る。）

イ 診断書

#### (3) 登録手数料

23,000円（茨城県収入証紙により納入）

### 5 登録要件

#### (1) 欠格事由【道路交通法第51条の8第3項】

次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができません。

ア 第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない法人

イ 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社

員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうち次のいずれかに該当する者のある法人

- (ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、又は第 119 条の 2 の 2 第 2 項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けられることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- (ウ) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
- (オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (カ) 心身の障害により確認事務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

(2) 適合要件【道路交通法第 51 条の 8 第 4 項】

次に掲げる要件のすべてに適合していること。

ア 車両、携帯電話用装置その他の携帯用の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機を用いて確認事務を行うものであること。

イ 第 51 条の 12 第 3 項の駐車監視員が放置車両の確認等を行うものであること。

ウ 当該公安委員会が置かれている都道府県の区域内に事務所を有するものであること。

※ 車 両～自動車、原動機付自転車、軽車両

携帯電話用装置その他の携帯用の無線通話装置～携帯電話若しくは無線機

写 真 機～写真機、デジタルカメラ等（使い捨てカメラは不可）

電子計算機～パソコン等

事 務 所～本社のほか、支社、営業所等を含む

6 申請書等の入手先

茨城県警察本部交通指導課、各警察署の交通課において受領するか、又はこのホームページからもダウンロードできますが、印刷する場合は A 4 サイズでお願いします。

7 問い合わせ先

茨城県警察本部交通指導課駐車対策係 029-301-0110（内線 5136～8）